

三井住友信託銀行が実施する DIC 株式会社に 対するポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、三井住友信託銀行株式会社が DIC 株式会社に実施するポジティブ・インパクト・ファイナンスに対し、第三者意見書を提出しました。

<要約>

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社が DIC 株式会社に実施するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）（本ファイナンス）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則及び資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)DIC に係る PIF 評価の合理性及び本ファイナンスのインパクト、並びに(2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本ファイナンスの PIF 原則に対する準拠性についてレビューを行った。

(1) DIC に係る PIF 評価の合理性及び本ファイナンスのインパクト

DIC は、「サステナビリティ基本方針」のもと、「基幹的なテーマ」、「基幹～差別化テーマ」、「独自性を発揮するテーマ」からなる 11 の「サステナビリティ・テーマ」に係る「中期方針」と、年度ごとの「DIC グループサステナビリティ活動計画」を作成し、テーマごとに PDCA を回しながら取り組みを進めている。各事業部門、各事業所、各国内外 DIC グループ会社は、当該活動計画に基づき、各年度で優先的に取り組む「サステナビリティ活動計画」を個別に定めている。また DIC は、中長期で会社のパフォーマンスに大きな影響を与える「重要課題（マテリアリティ）」を特定し、その中でも「最重要課題」である 4 テーマについて目標を設定した。

社長が委員長を務める「サステナビリティ委員会」では、定期的に各サステナビリティ・テーマの進捗報告が行われているほか、サステナビリティ活動の推進に関する方針・計画の立案をはじめ、サステナビリティに関する重要事項の審議が行われており、当該審議内容及び結果は取締役会に報告されている。また、サステナビリティ推進のための具体的戦略の策定とその展開を目的として、「サステナビリティ戦略ワーキンググループ」が組織された。

DIC は、中期経営計画「DIC111」において、事業の質的転換により事業体質を強化する「Value Transformation」と、社会課題や社会変革に対応した新事業を創出する「New Pillar Creation」という 2 つの基本戦略によって、「社会的価値」と「経済的価値」が両立する領域への事業ポートフォリオの転換を図っている。この「社会的価値」を表すものとして、バリューチェーンにおける原料調達から製品出荷までに係る「環境負荷の低減」と、製品出荷から使用後までに果たす「社会への貢献」の 2 要素を同時に評価する「サステナビリティ指標」を、「サステナビリティ戦略ワーキンググループ」が中心となって策定した。

本ファイナンスでは、DIC の事業活動全体に対する包括的分析が行われ、上記のサステナビリティ活動も踏まえて、インパクト特定のうえ「①化学物質情報管理体制整備」、「②サステナビリティ指標の運用化」、「③気候変動への対応」、「④新製品開発力強化・新事業創出」、「⑤労働安全衛生と保安防災」、「⑥人材マネジメント」の 6 項目のインパクトが選定され、それぞれにインパクト指標（KPI）が設定された。

インパクト①・②は、DIC がレスポンスブル・ケア活動の基盤に位置づけている「プロダクト・スケジュールシップ」に係るインパクトであり、①は「新グローバル化学物質情報管理システム」、②は上記「サステナビリティ指標」についてそれぞれ運用化を目指している。インパクト③は、気候変動に係るネガティブ・インパクトの抑制であり、インターナルカーボンプライシング制度の導入等により、CO₂ 排出量の削減を図っている。インパクト④は、社会課題や社会変革に対応した新事業を創出する「New Pillar Creation」に係るインパクトである。インパクト⑤は、工場等における事故災害に係るネガティブ・インパクトの抑制である。インパクト⑥は、ダイバーシティに係るポジティブ・インパクトである。今後、これら 6 項目のインパクトに係る上記 KPI 等に対して、モニタリングが実施される予定である。

JCR は、本ファイナンスにおける包括的分析及びインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。DIC は、中期経営計画「DIC111」において、「Value Transformation」として製品ライフサイクル全体でサステナビリティに配慮した事業への転換を図り、「New Pillar Creation」として社会課題・社会変革と同社のコンピタンスとの交点を重点領域と定め、事業を通じた社会課題解決への貢献を図っている。これらの取り組みは、事業活動のインパクトを分析し「社会的価値」の向上を目指すものであり、高く評価される点である。

JCR は、本ファイナンスの KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及びサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。また JCR は、本ファイナンスにおけるモニタリング方針について、本ファイナンスのインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。

従って JCR は、本ファイナンスにおいて、SDGs に係る三側面（環境・社会・経済）を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）が、十分に活用されていると評価している。

(2) 三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本ファイナンスの PIF 原則に対する準拠性

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規定・体制の整備状況、並びに DIC に対する PIF 商品組成について、PIF 原則に沿って確認した結果、全ての要件に準拠していると評価している。

以上より、JCR は、本ファイナンスが PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していることを確認した。

*** 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。**

第三者意見

評価対象：三井住友信託銀行株式会社の DIC 株式会社に対する
ポジティブ・インパクト・ファイナンス

2020 年 9 月 28 日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	- 3 -
I. 第三者意見の位置づけと目的	- 5 -
II. 第三者意見の概要	- 5 -
III. DICに係る PIF 評価等について	- 6 -
1. DIC のサステナビリティ活動の概要	- 6 -
1-1. 事業概要	- 6 -
1-2. サステナビリティに関する実績	- 6 -
1-3. サステナビリティに関する体制及び運営方法	- 7 -
2. 包括的分析及びインパクト特定の適切性評価	- 9 -
2-1. 包括的分析及びインパクト特定の概要	- 9 -
2-2. JCR による評価	- 10 -
3. KPI の適切性評価及びインパクト評価	- 13 -
3-1. KPI 設定の概要	- 13 -
3-2. JCR による評価	- 25 -
4. モニタリング方針の適切性評価	- 30 -
5. モデル・フレームワークの活用状況評価	- 30 -
IV. PIF 原則に対する準拠性について	- 31 -
1. 原則 1 定義	- 31 -
2. 原則 2 フレームワーク	- 32 -
3. 原則 3 透明性	- 33 -
4. 原則 4 評価	- 34 -
V. 結論	- 34 -

<要約>

本第三者意見は、三井住友信託銀行株式会社が DIC 株式会社に実施するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）（本ファイナンス）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則及び資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク（モデル・フレームワーク）への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)DIC に係る PIF 評価の合理性及び本ファイナンスのインパクト、並びに(2)三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本ファイナンスの PIF 原則に対する準拠性についてレビューを行った。

(1) DIC に係る PIF 評価の合理性及び本ファイナンスのインパクト

DIC は、「サステナビリティ基本方針」のもと、「基幹的なテーマ」、「基幹～差別化テーマ」、「独自性を発揮するテーマ」からなる 11 の「サステナビリティ・テーマ」に係る「中期方針」と、年度ごとの「DIC グループサステナビリティ活動計画」を作成し、テーマごとに PDCA を回しながら取り組みを進めている。各事業部門、各事業所、各国内外 DIC グループ会社は、当該活動計画に基づき、各年度で優先的に取り組む「サステナビリティ活動計画」を個別に定めている。また DIC は、中長期で会社のパフォーマンスに大きな影響を与える「重要課題（マテリアリティ）」を特定し、その中でも「最重要課題」である 4 テーマについて目標を設定した。

社長が委員長を務める「サステナビリティ委員会」では、定期的に各サステナビリティ・テーマの進捗報告が行われているほか、サステナビリティ活動の推進に関する方針・計画の立案をはじめ、サステナビリティに関する重要事項の審議が行われており、当該審議内容及び結果は取締役会に報告されている。また、サステナビリティ推進のための具体的戦略の策定とその展開を目的として、「サステナビリティ戦略ワーキンググループ」が組織された。

DIC は、中期経営計画「DIC111」において、事業の質的転換により事業体質を強化する「Value Transformation」と、社会課題や社会変革に対応した新事業を創出する「New Pillar Creation」という 2 つの基本戦略によって、「社会的価値」と「経済的価値」が両立する領域への事業ポートフォリオの転換を図っている。この「社会的価値」を表すものさしとして、バリューチェーンにおける原料調達から製品出荷までに係る「環境負荷の低減」と、製品出荷から使用後までに果たす「社会への貢献」の 2 要素を同時に評価する「サステナビリティ指標」を、「サステナビリティ戦略ワーキンググループ」が中心となって策定した。

本ファイナンスでは、DIC の事業活動全体に対する包括的分析が行われ、上記のサステナビリティ活動も踏まえて、インパクト特定のうえ「①化学物質情報管理体制整備」、「②サステナビリティ指標の運用化」、「③気候変動への対応」、「④新製品開発力強化・新事業

創出」、「⑤労働安全衛生と保安防災」、「⑥人材マネジメント」の6項目のインパクトが選定され、それぞれにインパクト指標（KPI）が設定された。

インパクト①・②は、DIC がレスポンシブル・ケア活動の基盤に位置づけている「プロダクト・スチュワードシップ」に係るインパクトであり、①は「新グローバル化学物質情報管理システム」、②は上記「サステナビリティ指標」についてそれぞれ運用化を目指している。インパクト③は、気候変動に係るネガティブ・インパクトの抑制であり、国際カーボンプライシング制度の導入等により、CO₂ 排出量の削減を図っている。インパクト④は、社会課題や社会変革に対応した新事業を創出する「New Pillar Creation」に係るインパクトである。インパクト⑤は、工場等における事故災害に係るネガティブ・インパクトの抑制である。インパクト⑥は、ダイバーシティに係るポジティブ・インパクトである。今後、これら6項目のインパクトに係る上記 KPI 等に対して、モニタリングが実施される予定である。

JCR は、本ファイナンスにおける包括的分析及びインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。DIC は、中期経営計画「DIC111」において、「Value Transformation」として製品ライフサイクル全体でサステナビリティに配慮した事業への転換を図り、「New Pillar Creation」として社会課題・社会変革と同社のコンピタンスとの交点を重点領域と定め、事業を通じた社会課題解決への貢献を図っている。これらの取り組みは、事業活動のインパクトを分析し「社会的価値」の向上を目指すものであり、高く評価される点である。

JCR は、本ファイナンスの KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及びサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。また JCR は、本ファイナンスにおけるモニタリング方針について、本ファイナンスのインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。

従って JCR は、本ファイナンスにおいて、SDGs に係る三側面（環境・社会・経済）を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）が、十分に活用されていると評価している。

(2) 三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本ファイナンスの PIF 原則に対する準拠性

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規定・体制の整備状況、並びに DIC に対する PIF 商品組成について、PIF 原則に沿って確認した結果、全ての要件に準拠していると評価している。

以上より、JCR は、本ファイナンスが PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していることを確認した。

I. 第三者意見の位置づけと目的

JCR は、三井住友信託銀行が DIC に実施する PIF に対して、UNEP FI の策定した PIF 原則及びモデル・フレームワークに沿って第三者評価を行った。PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等として審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

本第三者意見は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、DIC に係る PIF 評価の合理性及び本ファイナンスのインパクト、並びに三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク及び本ファイナンスの PIF 原則に対する準拠性についてレビューを行い、本ファイナンスの PIF 原則及びモデル・フレームワークへの適合性を確認することを目的とする。

II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、三井住友信託銀行が DIC との間で 2020 年 9 月 28 日付にて契約を締結する、資金用途を限定しない PIF に対する意見表明であり、以下の項目で構成されている。

<DIC に係る PIF 評価等について>

1. DIC のサステナビリティ活動の概要
2. 包括的分析及びインパクト特定の適切性評価
3. KPI の適切性評価及びインパクト評価
4. モニタリング方針の適切性評価
5. モデル・フレームワークの活用状況評価

<三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワーク等について>

1. 同行の組成する商品（PIF）が、UNEP FI の PIF 原則及び関連するガイドラインに準拠しているか（プロセス及び商品組成手法は適切か、またそれらは社内文書で定められているかを含む）
2. 同行が社内で定めた規定に従い、DIC に対する PIF を適切に組成できているか

III. DICに係る PIF 評価等について

本項では、DIC に係る PIF 評価におけるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）の活用状況、及び本ファイナンスのインパクト（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）について確認する。

1. DIC のサステナビリティ活動の概要

1-1. 事業概要

DIC は、印刷インキの製造・販売で創業し、その原料である有機顔料や合成樹脂をベースとして事業領域を拡大し、機能性顔料、液晶材料、PPS コンパウンド、工業用粘着テープ、包装用多層フィルム、中空糸膜モジュール、ヘルスケア食品等の様々な分野に事業を展開してきた。

現在では、印刷インキ、有機顔料、PPS コンパウンドで世界トップシェアの地位を確立し、「パッケージング&グラフィック事業」、「カラー&ディスプレイ事業」、「ファンクショナルプロダクツ事業」を展開している。また、各事業分野において環境配慮型製品の開発にいち早く取り組み、食の安全と省資源化に資する食品パッケージ用印刷インキ・接着剤、液晶テレビやスマートフォンの省電力化に資するカラーフィルタ用顔料等を提供し、地球環境の保護と豊かな社会づくりに貢献している。

✓ パッケージング&グラフィック事業

印刷インキだけでなく、接着剤や包装材料等、アジア等新興国で大きな成長を続けるパッケージ用途に材料とソリューションを広く提供している。

✓ カラー&ディスプレイ事業

液晶材料やカラーフィルタ用顔料等、ディスプレイに欠かせない素材製品、化粧品用顔料や天然系着色料等の素材を提供している。

✓ ファンクショナルプロダクツ事業

社会的課題となっている環境問題の解決を支えるコーティング材料や、最先端のエレクトロニクス製品等を支えるエポキシ樹脂、ハイブリッドカー・EV 等で自動車の軽量化、高機能化に対応した重要な材料である PPS コンパウンドといった、様々な機能を持った製品を提供している。

1-2. サステナビリティに関する実績

DIC のサステナビリティの取り組みに関する目標・運用状況・実績の詳細は、DIC レポート・ウェブサイト等の各種媒体を通じて確認することができる。

DIC は、「DIC グループサステナビリティ基本方針」に基づき、11 の各サステナビリティ・テーマの「中期方針」（2019～2021 年度）と、年度ごとの「DIC グループサステナビリティ活動計画」を作成し、テーマごとに PDCA を回しながらサステナビリティ活動を推進している。

また、「製品のすべてのライフサイクルにおいて、健康・安全・環境に配慮することを経営方針のもとで公約し、自主的に環境安全対策の実行、改善をはかっていく」という考え方に基づいたレスポンシブル・ケア活動は、化学産業に特有の取組みであり、DIC は 1995 年に発足した日本レスポンシブル・ケア協議会の設立企業 74 社の 1 社として当初より参加し、環境負荷の低減、省資源、省エネルギーへの取組みを強化してきた。DIC は、レスポンシブル・ケアを推進する上で、「プロダクト・スチュワードシップ」を活動の基盤と位置づけている。有害物質の使用削減、有害性のより低い製品、リサイクル可能な製品等、環境調和型の製品開発に取り組み、日本国内では 2002 年より環境調和型製品の評価基準を設け、当該基準に適合する製品の社内認定を行ってきた。

新たな社会価値の創出に貢献する DIC の製品開発の一例として、2019 年度には速硬化技術により汎用性を高めることを可能にした無溶剤接着剤 DUALAM™（デュアラム）の開発や、同製品を利用したラミネート加工機メーカーとの共同開発による新規無溶剤ラミネーションシステムが挙げられる。従前より、揮発性有機化合物（VOC）及び CO₂ 排出量の削減に寄与する無溶剤型接着剤の開発は進められていたが、従来型製品は接着剤の硬化速度と経時での加工安定性のバランスをとることが難しく、実際に使用できるパッケージ用途が軽包装材料等に限られ、汎用性を高めることが困難であった。DIC が開発に成功した速硬化型無溶剤接着剤 DUALAM™ は、汎用無溶剤接着剤に比べ適用できる層構成の拡大等の優位性を有しており、既存の溶剤型ラミネート加工機に代えて DUALAM™ のラミネーションシステムを導入することで、VOC 及び CO₂ 排出量の大幅な削減¹が期待できる。

2019 年 5 月には、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を表明し、2020 年には DIC が持続可能に発展していく上で慎重かつ十分に対応する必要があるとして、初めて「シナリオ分析」を実施した。

外部評価においては、DJSI Asia Pacific、MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数/ MSCI 日本株女性活躍指数（WIN）/ MSCI ESG Indexes、FTSE4Good Index/FTSE Blossom Japan Index 等の ESG 投資インデックスに採用されている他、「健康経営優良法人 2020 大規模法人部門（ホワイト 500）」や「なでしこ銘柄」に選定されている。

1-3. サステナビリティに関する体制及び運営方法

(1) サステナビリティに関する組織体制

DIC は、「DIC グループサステナビリティ基本方針」に基づき、各サステナビリティ・テーマの「中期方針」（2019～2021 年度）と、年度ごとの「DIC グループサステナビリティ活動計画」を作成し、テーマごとに PDCA を回しながら取り組みを進めている。

また、「DIC グループサステナビリティ活動計画」に基づき、各事業部門・各事業所・各

¹ 溶剤型ラミネート加工機 400 台を DUALAM™ 供給ユニットに切り替えた場合、5 年後の年間 CO₂ 排出量を約 8 万 t 削減（日本の自家用乗用車約 5 万台分の年間 CO₂ 排出量に相当（国土交通省 2017 年データより DIC 試算））。

国内外 DIC グループ会社が、それぞれの年度で優先的に取り組む「サステナビリティ活動計画」を個別に定めており、組織及び社員への方針の浸透と、業務目標と連動したサステナビリティ活動の推進に取り組んでいる。

体制面では、社長執行役員直轄のサステナビリティ委員会を設置している。同委員会では、定期的に各サステナビリティ・テーマの進捗報告が行われており、サステナビリティ活動の推進に関する方針及び計画の立案をはじめ、サステナビリティに関する重要事項を審議している。委員会での審議内容及び結果については、取締役会に報告を行っており、2020年1月からは、社長が同委員会の委員長を務めている。

(2) サステナビリティに関するマテリアリティ

DIC は、サステナビリティ委員会と部会メンバー、各事業所長、グローバル拠点のマネジメント層が参画し、GRI スタダード等のグローバルなガイドラインや社会要請、リスクマネジメント、中期経営計画「DIC111」等より課題を抽出のうえ、評価と複数回の議論を通じて、DIC のマテリアリティ・マトリクスと、その前提となる基盤事項を策定している。その中でも特に重要性が高い項目については、目標/KPI 及び進捗状況を開示しており、ステークホルダーからもモニタリングが可能な状況となっている。

中期経営計画「DIC111」では、地球環境や食料問題等の社会課題やデジタル化を推進する社会変革への前向きな取り組みを重視して、DIC の目指す企業像（『安全・安心』、『彩り』、『快適』の価値提供を通じてユニークで社会から信頼されるグローバル企業へ）を設定し、実現のための基本戦略として Value Transformation、New Pillar Creation を策定した。Value Transformation では、事業の「質的転換」による事業体質の強化を目指して、製品軸から社会への提供価値を軸としたセグメントに再編し、New Pillar Creation では、社会課題や社会変革に対応した新事業の創出を目指して、領域別に新たなビジネスユニットを立ち上げた。

(3) 社会・環境に及ぼすリスクに対する方針・管理体制と実績

DIC では、①発生防止対策を取り得ない外部環境リスク、②発生防止対策を取り得るコーポレートリスク、③事業の中で認識すべき事業ビジネスリスクに区分し、サステナビリティ委員会の下部組織であるサステナビリティ部会が、リスク対策が適切に運用されるよう管理・監督を行うとともに、BCM・危機管理分科会を設置し、リスクマネジメントと事業継続の推進体制を構築している。

また、2015年1月には活動や仕組みを実効的かつ継続的に推進するため、DIC グループの「リスクマネジメントに関する方針」の制定と同時に、「DIC グループリスクマネジメントシステム」を作成している。

DIC では、2018年までサステナビリティ委員会の直下に「リスクマネジメント部会」が設けられ、リスクマネジメントシステムに基づき会社全体を包含する重要リスクの抽出と

対策に取り組んできた。2018 年 6 月に、サステナビリティ委員会の直下に新たに「サステナビリティ部会」を設置し、会社の財務に影響を及ぼす重要性の観点から、会社全体を包含する重要リスクと重要な機会の抽出・評価を行っている（マテリアリティの抽出・評価と連動）。重要リスクと機会の評価（マテリアリティ評価）は、サステナビリティ委員会で審議のうえ決定し、取締役会に報告している。

サプライチェーンにおける調達については、「DIC グループ購買に関する方針」（2008 年制定）、それに基づき定めた「購買管理規程」、各取引先への要請事項を明記した 2009 年制定の「DIC グループ CSR 調達ガイドライン」（現『DIC グループサステナビリティ調達ガイドライン』（2020 年 2 月改訂））を用いて、持続可能な調達に向けた改善・取り組みをグローバルベースで推進している。具体的には、当該ガイドラインへの適合を取引先に求めた「DIC グループサステナビリティ調達ガイドブック」を作成し、国内外の取引先へのアンケート及び訪問調査等を行い、取引先に対する啓発とともに改善活動を行っている²。なお、新規取引先に関しては、選定に際しサステナビリティ調査の結果を考慮する仕組みを設けている。また、「DIC グリーン調達ガイドライン」により、取引先に対して化学物質の厳正な管理や「紛争鉱物調査票」の提出を要請するとともに、①環境負荷のより少ない製品の開発と紹介、②メーカーにおけるグリーン調達の推進、③調達品及びその梱包材・物流・生産・工事等における、省資源化・省エネルギー化・減量化・長寿命化・CO₂ 排出量削減等環境負荷の低減等を求めている。さらに、再生可能原料についても社内で様々な検討を行っている。このように、DIC はサプライチェーン全体に亘って、社会及び環境におけるリスクの低減に努めている。

なお、DIC は 2013 年に発売した泡消火薬剤「メガフォーム IH-101-5」に関して、消防法に基づく型式試験において不正な行為があったことが社内調査により判明し、総務省消防庁に報告している。製品の発売前に実施する消防法に規定する型式試験の申請にあたり、申請書類に記載した組成と異なる組成の泡消火薬剤のサンプルを提出したことによるものであり、背景・原因等については、第三者も交えて調査を実施中とのことである。既に出荷している製品については、消火性能に問題ないとは判断しており、総務省消防庁による聴聞を経て当該型式は失効されるとともに、同社は速やかに代替品を開発し、新しい型式を取得する考えとのことである。

2. 包括的分析及びインパクト特定の適切性評価

2-1. 包括的分析及びインパクト特定の概要

本ファイナンスでは、DIC の事業活動全体に対する包括的分析が行われ、上記のサステ

² 2019 年度は 11 社の調査を実施し、2013 年 11 月～2019 年 12 月で原材料購買金額の 90%以上を占める取引先 764 社からアンケートを回収した。アンケートの分析・評価結果を各社にフィードバックするとともに、取り組みが不十分な項目については、訪問調査や書面にて適宜改善要請をしている。

ナビリティ活動も踏まえてインパクトが特定された。

(1) 包括的分析

セグメント、エリア、サプライチェーンの観点から、インパクトを生み出す要因がグループ全体で包括的に検討された。

まず、セグメントを事業全体で俯瞰すると、売上高ベース（2019 年度）ではパッケージング&グラフィック事業 52.0%、カラー&ディスプレイ事業 14.5%、ファンクショナルプロダクツ事業 33.5%となっている。また、エリアの観点で事業全体を俯瞰すると、売上高ベース（2019 年度）では日本 39.7%、欧州・アフリカ 22.8%、アジア・オセアニア（日本を除く）20.0%、北米・中南米 17.5%である。

DIC のサステナビリティ活動については、DIC グループ活動計画（グループ全体）に基づき、地域の統括会社が地域ごとの活動計画を策定し、各グループ会社にブレイクダウンすることで、各地域の活動と全社横断的な活動が連携されたグローバルな推進体制が構築されている。これらの活動により生み出されるインパクトを全社的に俯瞰するために、上記 3 事業がグローバルベースで包括的に分析された。そして、サプライチェーン全体を俯瞰し、各ステージにおける主要なポジティブ及びネガティブなインパクトを確認しながら分析が行われた。

(2) インパクト特定

UNEP FI の定めたインパクト分析ツールを用い、ポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクトが発現するインパクトカテゴリーが確認された。なお、原則として、DIC による公開資料をもとにインパクトが分析されているが、重要な項目に関しては、その裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングの実施により、手続きが補完されている。

2-2. JCR による評価

JCR は、本ファイナンスにおける包括的分析及びインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って下表の通り確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。DIC は、中期経営計画「DIC111」において、「Value Transformation」として製品ライフサイクル全体でサステナビリティに配慮した事業への転換を図り、「New Pillar Creation」として社会課題・社会変革と同社のコンピタンスとの交点を重点領域と定め、事業を通じた社会課題解決への貢献を図っている。これらの取り組みは、事業活動のインパクトを分析し「社会的価値」の向上を目指すものであり、高く評価される点である。

モデル・フレームワークの確認項目	JCRによる確認結果
事業会社のセクターや事業活動類型を踏まえ、操業地域・国において関連のある主要な持続可能性の課題、また事業活動がこれらの課題に貢献するかどうかを含めて、事業環境を考慮する。	事業セグメント・事業エリア・サプライチェーンの観点から、DICの事業活動全体に対する包括的分析が行われ、インパクトが特定されている。
関連する市場慣行や基準（例えば国連グローバル・コンパクト10原則等）、また事業会社がこれらを遵守しているかどうかを考慮する。	DICは、国連グローバル・コンパクトやレスポンシブル・ケア世界憲章支持宣言書に署名しているほかTCFD提言に賛同し、それぞれ対応を進めていることが確認されている。
CSR報告書や統合報告書、その他の公開情報で公に表明された、ポジティブ・インパクトの発現やネガティブ・インパクトの抑制に向けた事業会社の戦略的意図やコミットメントを考慮する。	DICの公表している「サステナビリティ・テーマ」、「重要課題（マテリアリティ）」・「最重要課題」、中期経営計画「DIC111」等を踏まえ、インパクトが特定されている。
グリーンボンド原則等の国際的イニシアティブや国レベルでのタクソノミを使用し、ポジティブ・インパクトの発現するセクター、事業活動、地理的位置（例えば低中所得国）、経済主体の類型（例えば中小企業）を演繹的に特定する。	特定されたポジティブ・インパクトは、グリーンボンド原則のプロジェクト分類における「汚染防止および管理」、「高環境効率商品、環境適応商品、環境に配慮した生産技術およびプロセス」等に該当する。
PIF商品組成者に除外リストがあれば考慮する。	DICは、三井住友信託銀行の定める融資方針等に基づく不適格企業に該当しないことが確認されている。
持続可能な方法で管理しなければ、重大なネガティブ・インパクトを引き起こし得る事業活動について、事業会社の関与を考慮する。	DICの事業に係る重要なネガティブ・インパクトとして、CO ₂ 排出や廃棄物、化学物質による環境負荷等が特定されている。これらは、DICの公表する「最重要課題」等で抑制すべき対象と認識されている。
事業会社の事業活動に関連する潜在的なネガティブ・インパクトや、公表されている意図と実際の行動（例えばサプライチェーンの利害関係者に対してや従業員の中での行動）の明らかな矛盾を特定するため、考え得る論点に関する利用可能な情報を検証する。	三井住友信託銀行は、原則としてDICの公開情報を基にインパクトを特定しているが、重要な項目に関しては、その裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングの実施により、手続きを補完している。なお、JCRは三井住友信託銀行の作成したPIF評価書を踏まえ

	てDICにヒアリングを実施し、開示内容と実際の活動内容に一貫性があることを確認している。
--	--

3. KPIの適切性評価及びインパクト評価

3-1. KPI 設定の概要

本ファイナンスでは、上記のインパクト特定及びサステナビリティ活動を踏まえて、下表の「化学物質情報管理体制整備」、「サステナビリティ指標の運用化」、「気候変動への対応」、「新製品開発力強化・新事業創出」、「労働安全衛生と保安防災」、「人材マネジメント」の6項目のインパクトが選定され、それぞれにKPIが設定された。

DICのサステナビリティ活動に対しては、UNEP FIのCorporate Impact Analysis ToolにおけるImpact Managementの評価項目に準拠して評価が行われた。同社は、サステナビリティに関する組織体制の構築やマテリアリティの特定を行い、ネガティブ・インパクトの抑制とポジティブ・インパクトの拡大に向けた方針策定と取り組みを実施しており、高度且つ広範に亘ったインパクト・マネジメントが行われていることが確認された。

なお、三井住友信託銀行は泡消火薬剤「メガフォーム IH-101-5」の件に関して、第三者も交えた背景・原因等の調査結果及び今後の再発防止策についてモニタリングしていくとしている。

本評価におけるインパクト項目と関連するマテリアリティ

No.	インパクト項目	関連するマテリアリティ	SDGs
①	化学物質情報管理体制整備	プロダクト・スチュワードシップ	3・12
②	サステナビリティ指標の運用化	プロダクト・スチュワードシップ	2・9・12・14
③	気候変動への対応	気候変動への対応	7・13
④	新製品開発力強化・新事業創出	新製品開発力強化・新事業創出	2・3・9・11・12・13・14
⑤	労働安全衛生と保安防災	マテリアリティ・マトリックスの前提となる基盤事項のうち、保安防災と労働安全衛生	8
⑥	人材マネジメント	ダイバーシティの推進	5・8

(1) 化学物質情報管理体制整備

✓ネガティブ・インパクトの抑制

✓SDGs との関連性

「3.すべての人に健康と福祉を」、「12.つくる責任 つかう責任」

✓インパクトカテゴリー

「水」、「大気」、「土壌」

✓内容

新グローバル化学物質情報管理システムと運用体制の構築

✓対応方針

グローバル化学物質情報管理プロジェクトの実施

✓目標と指標（KPI）

目標：2021 年に新グローバル化学物質情報管理システムの日本国内グループ各社への運用を開始。2024 年に DIC グループ（米国サンケミカル社を除く）へのシステム展開を完了。

KPI：グローバル化学物質情報管理プロジェクトの進捗状況

DIC は、「安全・環境・健康に関する方針」（1992 年制定）のもと、プロダクト・スチュワードシップをレスポンシブル・ケア活動の基盤に位置づけ、ステークホルダーに製品のライフサイクルにわたる適切な取り扱いをするための情報提供を推進している。

2009 年には、原材料から製品まで多くの化学物質情報を一元管理し、国内の化審法を始めとするグローバルな法規制への対応及び顧客からの情報提供依頼に対応可能な「CIRIUS」（シリウス：国内向け化学物質情報総合管理システム）を自社開発した。また、2013 年には最大 46 ヶ国の言語に対応可能な「WERCS」を稼働させ、2015 年より海外の関係会社でも順次利用を開始し（現在 11 ヶ国 23 社で利用）、サンケミカルグループでは 2006 年から ATRION の運用を開始している。

各国における化学物質関連規制の強化や、顧客からの化学物質に関する各種調査依頼の増大等にグローバルで適切に対応するため、既存の化学物質情報管理システム「CIRIUS」と「WERCS」の機能を統合・強化し、さらに海外 DIC グループへの展開も視野に入れた新たなグローバル化学物質情報管理システムの構築を、2024 年の運用に向けて進めていくこととなっている。

2019 年 7 月に新グローバル化学物質情報管理システム構築のためのプロジェクト（GCIP）を立ち上げ、新システムの設計・開発のみならず、システム稼働後の円滑な運用のため、システムを活用して行う化学物質管理業務の見直しとグローバル標準化、化学物質管理マネジメントシステム構築の準備も併せて進めている。2020 年はシステム構築の継続に加え、海外 DIC グループへのヒアリングや化学物質管理マネジメントシステム構築作業の本格化

を計画している。

新グローバル化学物質情報管理システム及び当該新システムを活用した適切な化学物質情報の管理体制の構築に向けた取り組みの推進により、ステークホルダーへの適切な情報提供や環境負荷低減製品の開発の推進が期待されている。

(2) サステナビリティ指標の運用化

- ✓ ポジティブ・インパクトの拡大、ネガティブ・インパクトの抑制
- ✓ SDGs との関連性
 - 「2. 飢餓をゼロに」、「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「12. つくる責任 つかう責任」、「14. 海の豊かさを守ろう」
- ✓ インパクトカテゴリー
 - 「食糧」、「生物多様性と生態系サービス」、「廃棄物」
- ✓ 内容
 - 「サステナビリティ指標」を全ての事業を対象にした「環境負荷の低減」と「社会への貢献」を測るものさしとして活用
- ✓ 対応方針
 - サステナビリティ指標の設計と運用開始
- ✓ 目標と指標 (KPI)
 - 目標：2020 年に DIC でサステナビリティ指標の試験運用開始。2021 年に DIC グループでの本格運用開始。
 - KPI：サステナビリティ指標の運用状況

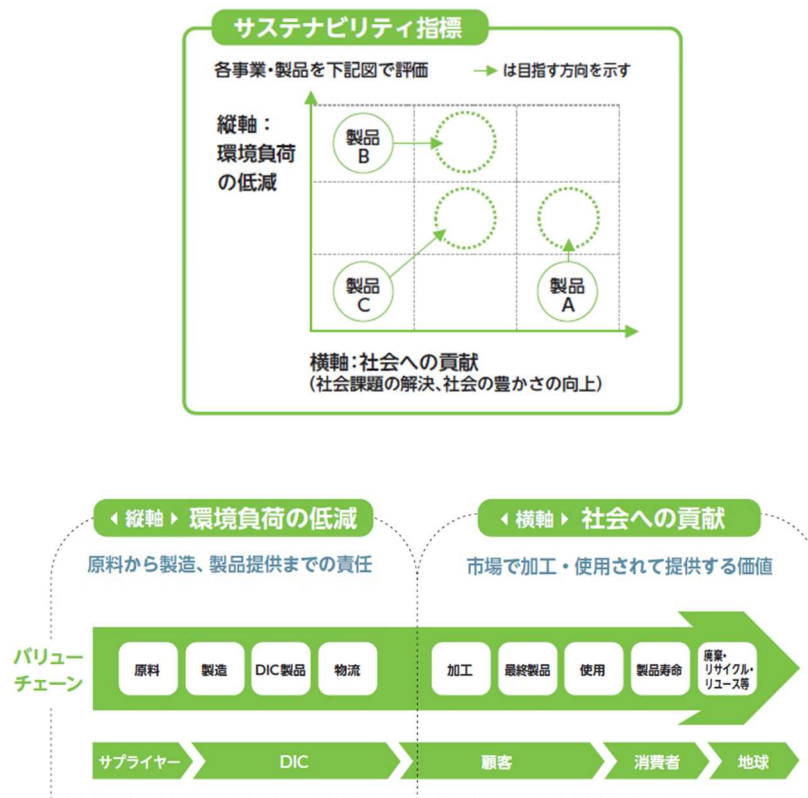
DIC は、中期経営計画「DIC111」の基本コンセプトとして、目指す事業領域を「社会的価値」と「経済的価値」が両立する領域と設定し、それに基づく事業ポートフォリオの転換を行っていくことを掲げている。

同社は、「社会的価値」と「経済的価値」が両立する事業領域への方向転換を加速するため、2020 年 7 月にサステナビリティ指標を策定した。サステナビリティ指標は、原料調達から製品製造のプロセスの中で生じる環境負荷を事業ごとに明確にし、効果的な施策を考え低減を実行する「環境負荷の低減」と、同社製品が世の中で果たす貢献がどのような社会課題に対する解決策か、その解決策が同社の担うべき役割とリンクしているか、また持続可能な社会の発展に結びつくかという「社会への貢献」を評価するものさしである。

「環境負荷の低減」では、製造時のエネルギー使用量や発生する廃棄物量のみならず、使用原料が作られるまでにたどってきた（原油・鉱山・畑等からの）全ての環境負荷を LCA（Life Cycle Assessment）の計算により考慮している。有害性懸念物質を含む製品の割合や PRTR 物質の含有量等も加味することで、製品を提供する上での責任を明らかにし、削減対策を立案・実施していく方針である。また、「社会への貢献」は、顧客での加工場面、消費者での使用場面及びその役割を終えた場面のモノの流れの全般に亘っており、調達原料、提供する製品のリスク、貢献の中でも特に同社の独自性が活かされたものも考慮している。

2020年に同社で試験運用を行い、2021年にDICグループで本格運用を開始、各事業の評価を行ったうえで、2022年度からの次期中期経営計画においてグループの目標値を設定することを検討している。三井住友信託銀行は、サステナビリティ指標の運用状況等のモニタリングを通じて、DIC製品が社会・環境・経済に与えるインパクトの確認を行っているとしている。

図 サステナビリティ指標³



³ 出典：DIC 株式会社ウェブサイト

(3) 気候変動への対応

✓ネガティブ・インパクトの抑制

✓SDGs との関連性

「7.エネルギーをみんなに そしてクリーンに」、「13.気候変動に具体的な対策を」

✓インパクトカテゴリー

「資源効率・安全性」、「気候」

✓内容

省エネルギーと低炭素化の推進

✓対応方針

生産活動を通じた CO₂ 排出量削減目標の達成 (Scope 1 + Scope 2)

✓目標と指標 (KPI)

目標： 2030 年に 2013 年度比で 30%の CO₂ 排出量削減

KPI：CO₂ 排出削減量

DIC は、グループ全体で「省エネルギーと低炭素化の推進」に取り組んでおり、現中期経営計画「DIC111」では事業所から排出する CO₂ の削減(2018 年度比で年平均 2.1%削減)を公約している。

各事業所に省エネルギー推進委員会を設置し、活動の進捗確認・討議・省エネパトロールを実施しているほか、各事業所の選抜メンバーで構成する省エネルギーワーキンググループを設け、情報交換や新規省エネアイテムの調査・効果検証、さらには他事業所への水平展開等に取り組んでいる。この事業所単位の活動と全社横断的な活動の連携により、CO₂ 排出量削減を推進している。また、海外 DIC グループでは、各社が各地域でグループ方針に基づく取り組みを行い、DIC 本社生産企画部がマネジメントシステムの運営や人材教育等多様な側面からサポートしている。

DIC の生産品は、インキ・ポリマ・顔料・液晶・エンジニアリングプラスチック・コンパウンド等多種多様に亘っている。昨今の傾向として、生産工程でエネルギーを多く必要とするファインケミカル製品が増加傾向にあり、比較的エネルギーを必要としない汎用製品のウェイトが減少傾向にある。

このような状況下ではあるが、DIC グループにおける 2019 年度の CO₂ 排出量は前年比 6.6%減少 (2013 年度比 20.2%減少) であり、積極的な省エネ・低炭素化施策への取り組みが成果を挙げている。

また、DIC は 2019 年 5 月に TCFD 提言への支持を表明し、気候変動はビジネス影響を及ぼす重要なファクターであると捉え、情報開示の推進や WG によるシナリオ分析を実施し、2020 年より DIC レポートで開示を行っている。さらに、2020 年よりインターナルカ

ーボンプライシング制度⁴を導入することを決定した。

今後も、高効率設備の導入や工程改善、設備稼働率の向上等の省エネ施策の実施、バイオマス燃料への転換や太陽光発電の導入等の再生可能エネルギー⁵の採用、TCFD への対応やインターナショナルカーボンプライシング制度の活用により、CO₂ 排出量の削減が期待されている。

⁴ 本制度を導入し、社内において排出する CO₂ に価格設定を行うことで、①気候変動リスクの定量的な把握（見える化）及び②CO₂ 削減に向けた投資促進とイノベーションを促すことを意図している。一定の条件に基づいて仮定の炭素価格を設定し、排出した CO₂ 量をリスク、削減した CO₂ 量をインセンティブと捉え、サプライチェーンを含む CO₂ 排出量（Scope1、2、3）に本制度を適用することを想定している。

⁵ 同社は、「平成 30 年度新エネ大賞」（主催：一般財団法人新エネルギー財団）において、鹿島工場の再生可能エネルギー利用率の高さが評価され、「新エネルギー財団会長賞・導入活動部門」を 2018 年 12 月に受賞している。鹿島工場は、バイオマス発電・メタンガスボイラ・風力発電・太陽光発電等様々な再生可能エネルギー設備を導入し、消費電力（電気）の 50%と消費熱量（熱）の 80%を再生可能エネルギーで賄い、年間 3 万 6,000t 以上の CO₂ 排出量を削減している。

(4) 新製品開発力強化・新事業創出

✓ポジティブ・インパクトの拡大、ネガティブ・インパクトの抑制

✓SDGs との関連性

「2.飢餓をゼロに」、「3.すべての人に健康と福祉を」、「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11.住み続けられるまちづくりを」、「12.つくる責任 つかう責任」、「13.気候変動に具体的な対策を」、「14.海の豊かさを守ろう」

✓インパクトカテゴリー

「食糧」、「保健・衛生」、「移動手段（モビリティ）」、「情報」、「生物多様性と生態系サービス」、「気候」、「廃棄物」

✓内容

新たな社会価値の創出に貢献する新製品開発・新事業創出

✓対応方針

社会課題、社会変革と DIC のコンピタスとの交点を重点領域と定め、社会課題解決に貢献する新たな事業の柱を構築

✓目標と指標（KPI）

目標：新製品開発力強化

KPI：新製品・新事業創出状況

DIC は、ブランドスローガン「Color & Comfort」のもと、光学・色彩、有機分子設計、高分子設計、分散等の基盤技術と、合成、配合、表面処理等の各種要素技術を駆使した高付加価値製品の開発に取り組んでいる。また、DIC は中期経営計画「DIC111」において、**New Pillar Creation** を基本戦略として策定した。エレクトロニクス、オートモーティブ、次世代パッケージング、ヘルスケアを新事業領域として定め、社会課題や社会変革に対応した新事業の創出に努めている。

同社は、グループ全体の技術リソースの融合、また、産官学連携等オープンイノベーションも積極的に活用し、持続的成長につながる次世代製品・新技術の開発を進めている。バイオマス原料への切り替えや水性型、無溶剤型等環境負荷のより少ない素材等、より環境に配慮した製品の開発に取り組んでおり、国内については、環境調和に関わる研究テーマへ技術リソースの約 50%が投入されている。

事業に直結した研究開発を担う技術統括本部、従来の基盤技術の深耕と新規の基盤技術の創製を担う R&D 統括本部、戦略的な新事業創出と事業部門の次世代製品群の事業化を担う新事業統括本部、更に DIC グラフィックス株式会社、米国、英国及びドイツのサンケミカルグループの研究所やその他海外拠点の開発センター及び技術センターが一体となり、グローバルな研究開発体制で新製品・新技術の開発を推進している。これらの研究開発の成果が評価され、DIC は社外から多数受賞している。また、毎事業年度、新たな社会価値

の創出に貢献する製品を開発しており、2019 年度にはダメージなく細胞を回収できる温度応答性細胞培養容器「Cepallet®」や CO₂ 排出量削減が期待できる革新的な無溶剤パッケージラミネーションシステムを開発・上市している。

今後も、同社の強みであるグローバルな研究開発体制とコンパウンディング力を活かした、持続的社会に貢献する新製品・新技術の開発が期待されている。三井住友信託銀行は、サステナビリティ指標の運用状況等のモニタリングと同様に、今後 DIC から創出される新製品・新事業が社会・環境・経済に与えるインパクトの確認も行っていくとしている。

(5) 労働安全衛生と保安防災

- ✓ネガティブ・インパクトの抑制
- ✓SDGs との関連性
 - 「8.働きがいも 経済成長も」
- ✓インパクトカテゴリー
 - 「雇用」
- ✓内容
 - 無事故無災害の達成及び労働安全衛生水準の向上
- ✓対応方針
 - 労働安全衛生と保安防災の徹底
- ✓目標と指標（KPI）
 - 目標：無事故無災害の達成
 - KPI：総労働災害発生率

DIC は、安全操業は持続可能な成長を支える事業の根幹であるとの考えに基づき、その実現に向け、グループ全体・従業員一人ひとりが「安全第一」を共通認識として、労働安全衛生・保安防災に取り組んでいる。

具体的には、サステナビリティ委員長（代表取締役社長）を最高責任者とし、事業会社及び工場・研究所の安全環境グループと本社レスポンシブル・ケア部が連携をとりながら、安全衛生活動を推進している。定期的に各事業所等の安全環境グループとの会合や情報交換を実施し、重点課題及び目標の達成状況を確認し進捗を管理している。また、海外 DIC グループにおいては地域ごとに目標を設定し、DIC 本社のレスポンシブル・ケア部と地域統括会社が一体となって、リスクアセスメントや事故災害の分析と改善策の推進に取り組み、労働安全衛生の持続的なレベルアップを図っている。

DIC は、国や地域ごとに異なる法規制や労働環境・慣習の中で多種多様な事業を展開し、事業ごとに設備・機械、取り扱う原材料が異なっていることを考慮し、各地の実情に即した「基準や指標（ものさし）」を整備している。地域ごとに事故・災害・通報等の定義付けを行い、労働安全に関する統計データを集計し、グループ内で情報共有を図っている。これにより、各グループ会社では安全操業の度合いを客観的に比較・評価でき、国・地域ごとに精度の高い目標設定や改善プログラムの策定に役立てている。

2019 年度は、埼玉工場（埼玉県北足立郡伊奈町）における火災事故（危険物倉庫全焼）及びマレーシアの事業所における火災（建屋全焼）が発生したことを受け、再発防止のため、防災設備や保安管理体制を見直している。

(6) 人材マネジメント

✓ポジティブ・インパクトの拡大

✓SDGs との関連性

「5.ジェンダー平等を実現しよう」、「8.働きがいも 経済成長も」

✓インパクトカテゴリー

「雇用」

✓内容

多様な個性を活かす働き方の実現

✓対応方針

ダイバーシティの推進

✓目標と指標 (KPI)

目標：女性社員の活躍推進

KPI：女性管理職比率

DIC の人材マネジメントは、「The DIC WAY」の理念のもと、日本・中国・アジアパシフィック（AP）地域を DIC（日本）が統括、欧米・中南米・アフリカ地域をサンケミカル社（米国）が統括し、両社が連携して施策を推進している。2019 年 2 月に発表した中期経営計画「DIC111」では、経営基盤の高度化を図るには人材マネジメントの強化が重要と位置づけ、多様な人材を結集してグローバル競争力の源泉とする人事施策「WING」を打ち出している。この中で、働き方の革新（Work Style Reform）、グローバル人事インフラの革新（HR Infrastructure Reform）、次期幹部の登用プロセスの確立（Next Management Selection）、グローバル人材の育成（Global Talent Development）の 4 テーマを設定し、人材マネジメントの高度化に取り組んでいる。

働き方の革新（Work Style Reform）では、「多様な個性を活かす働き方の実現」を目指し、ダイバーシティを推進している。ダイバーシティ推進の一環として「女性活躍推進」に取り組んでおり、2007 年より仕事と育児の両立支援を推進する活動を開始し、2016 年から女性がさらに活躍できる会社にするため、社員の意識改革や企業風土の変革、女性のチャレンジ意欲向上を目的とする研修、仕事領域の拡大等を進めている。

2017 年度には、各製品部門にダイバーシティ推進担当者を設置し、各部門の現状に応じた活動を計画・推進する体制を構築し、全社のダイバーシティ推進担当や他部門のダイバーシティ推進担当者との定期的なミーティング開催により全体の底上げを図っている。また、女性活躍推進フォーラム Women in DIC やダイバーシティ講演会の開催等による意識改革・風土の醸成や、社長と女性リーダー育成プログラム（W-LDP）の受講生によるランチタイムラウンドテーブルの開催等、経営層のコミットメントを高める仕組み作りにも注力している。これらの活動が評価され、DIC は女性活躍推進に優れた企業として、経済産

業省と東京証券取引所が共同で主催する令和元年度の「なでしこ銘柄」に 2 年連続で選定されている。

DIC は、ESG 経営の推進の中で女性管理職比率、外国人社員比率、外国人・女性役員比率の数値目標（同社単体）を設定・公表しており、三井住友信託銀行は当該目標達成に向けた取り組み及び進捗状況をモニタリングしていくとしている。

3-2. JCR による評価

JCR は、本ファイナンスの KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って以下の通り確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及びサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

本ファイナンスは、DICのバリューチェーン全体を通して、多様なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

各KPIが示す6項目のインパクトは、以下の通り幅広いインパクトカテゴリーに亘っている。

- (1) 化学物質情報管理体制整備：「水」、「大気」、「土壌」に係るネガティブ・インパクト
- (2) サステナビリティ指標の運用化：「食糧」、「生物多様性と生態系サービス」、「廃棄物」に係るポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクト
- (3) 気候変動への対応：「資源効率・安全性」、「気候」に係るネガティブ・インパクト
- (4) 新製品開発力強化・新事業創出：「食糧」、「保健・衛生」、「移動手段（モビリティ）」、「情報」、「生物多様性と生態系サービス」、「気候」、「廃棄物」に係るポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクト
- (5) 労働安全衛生と保安防災：「雇用」に係るネガティブ・インパクト
- (6) 人材マネジメント：「雇用」に係るポジティブ・インパクト

また、これらをバリューチェーンの観点から見ると、例えば調達段階におけるバイオマス原料への切り替え、製造段階におけるエネルギー使用量や廃棄物の削減、製品の流通段階以降におけるフードロス削減や食のバリアフリー化、モノマテリアル等のリサイクルに適したフィルム開発等が挙げられる。

② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

本ファイナンスは、大きなポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

DICは、174のグループ会社を通じて、世界64の国と地域に「パッケージング&グラフィック事業」、「カラー&ディスプレイ事業」、「ファンクショナルプロダクツ事業」を展開し、印刷インキ、有機顔料、PPSコンパウンドで世界トップシェアの地位を確立するグローバル企業である。また、次項で言及する通り、同社は「サステナビリティ指標」を策定して「社会的価値」を測ることで、中期経営計画「DIC111」の基本戦略である「Value Transformation」及び「New Pillar Creation」を推進し、同社の事業全体について「社会的価値」と「経済的価値」が両立する領域へのポートフォリオ転換を図っている。このように、グローバル企業であるDICの選定されたインパクトに係る取り組みは、広域にわたり大きなインパクトをもたらすと期待される。

③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

本ファイナンスは、効率的なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

DICは、「サステナビリティ基本方針」のもと、「基幹的なテーマ」、「基幹～差別化テーマ」、「独自性を発揮するテーマ」からなる11の「サステナビリティ・テーマ」に係る「中期方針」と、年度ごとの「DICグループサステナビリティ活動計画」を作成し、テーマごとにPDCAを回しながら取り組みを進めている。また、中長期で会社のパフォーマンスに大きな影響を与える「重要課題（マテリアリティ）」を特定し、その中でも「最重要課題」である4テーマについて目標を設定している。

DICは、中期経営計画「DIC111」において、事業の質的転換により事業体質を強化する「Value Transformation」と、社会課題や社会変革に対応した新事業を創出する「New Pillar Creation」という2つの基本戦略によって、「社会的価値」と「経済的価値」が両立する領域への事業ポートフォリオの転換を図っている。この「社会的価値」を表すものさしとして、バリューチェーンにおける原料調達から製品出荷までに係る「環境負荷の低減」と、製品出荷から使用後までに果たす「社会への貢献」の2要素を同時に評価する「サステナビリティ指標」を策定している。

サステナビリティに関する体制としては、社長が委員長を務める「サステナビリティ委員会」で、定期的に各サステナビリティ・テーマの進捗報告が行われているほか、サステナビリティ活動の推進に関する方針・計画の立案をはじめ、サステナビリティに関する重要事項の審議が行われており、当該審議内容及び結果は取締役会に報告されている。また、サステナビリティ推進のための具体的戦略の策定とその展開を目的として、「サステナビリティ戦略ワーキンググループ」を設置している。

本ファイナンスの各KPIが示す6項目のインパクトは、上記の通り、強固なサステナビリティ推進体制を背景として設定されたマテリアリティや、中期経営計画「DIC111」の基本戦略等に係るものであり、本ファイナンスの後押しによって、インパクトの効率的な発現・抑制が期待される。

④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

各KPIが示すインパクトについて、本項目は評価対象外である。

⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか

本ファイナンスは、以下にリストアップした通り、SDGsの17目標及び169ターゲットのうち複数の目標・ターゲットに対して、追加的なインパクトが期待される。

(1) 「化学物質情報管理体制整備」に係る SDGs 目標・ターゲット


目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。


目標 12：つくる責任 つかう責任

ターゲット 12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物資やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

(2) 「サステナビリティ指標の運用化」に係る SDGs 目標・ターゲット


目標 2：飢餓をゼロに

ターゲット 2.1 2030 年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。


目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。


目標 12：つくる責任 つかう責任

ターゲット 12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。


目標 14：海の豊かさを守ろう

ターゲット 14.1 2025 年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

(3) 「気候変動への対応」に係る SDGs 目標・ターゲット


目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

(4) 「新製品開発力強化・新事業創出」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 2 : 飢餓をゼロに

ターゲット 2.1 2030 年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。



目標 3 : すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.4 2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。



目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11 : 住み続けられるまちづくりを

ターゲット 11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。



目標 12 : つくる責任 つかう責任

ターゲット 12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。

ターゲット 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

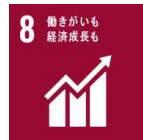
ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。



目標 14 : 海の豊かさを守ろう

ターゲット 14.1 2025 年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。

(5) 「労働安全衛生と保安防災」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 8 : 働きがいも 経済成長も

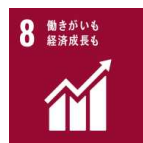
ターゲット 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

(6) 「人材マネジメント」に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 5 : ジェンダー平等を実現しよう

ターゲット 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。



目標 8 : 働きがいも 経済成長も

ターゲット 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。

4. モニタリング方針の適切性評価

三井住友信託銀行は、DIC の事業活動から意図されたポジティブ・インパクトが継続して生じていること、重大なネガティブ・インパクトが引き続き適切に回避・低減されていることを継続的にモニタリングする。

DIC は、DIC レポート、ウェブサイト等でサステナビリティに関する定性的、定量的な情報を開示している。三井住友信託銀行は、それらの開示情報その他の各種公開情報を確認することにより、達成状況等をフォローアップすることが可能である。イベント発生時においては、DIC から状況をヒアリングすることに努め、必要に応じて対応策等に関するエンゲージメントを行う。そのため、本ファイナンスの契約にあたって、インパクトを生み出す活動や KPI 等に関して、継続的、定期的、かつ必要に応じて適時に情報開示することを要請している。DIC は、契約期間中のインパクトに関して、目標達成に向けた取り組みを継続していくとしており、三井住友信託銀行はその進捗度合いについても併せてモニタリングすることとしている。

JCR は、以上のモニタリング方針について、本ファイナンスのインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。なお、三井住友信託銀行は泡消火薬剤「メガフォーム IH-101-5」の件に関して、第三者も交えた背景・原因等の調査結果及び今後の再発防止策についてモニタリングしていくとしており、本件に係る方針も適切であると評価している。

5. モデル・フレームワークの活用状況評価

JCR は上記 2～4 より、本ファイナンスにおいて、SDGs に係る三側面（環境・社会・経済）を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）が、十分に活用されていると評価している。

IV. PIF 原則に対する準拠性について

JCR は、三井住友信託銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規定・体制の整備状況、並びに DIC に対する PIF 商品組成について、PIF 原則に沿って下表の通り確認した結果、全ての要件に準拠していると評価している。

1. 原則 1 定義

原則	JCR による確認結果
PIF は、ポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。	本ファイナンスは、三井住友信託銀行が DIC のポジティブ・インパクト・ビジネスを支援するために実施する PIF と位置付けられている。
PIF は、持続可能な開発の三側面（経済・環境・社会）に対する潜在的なネガティブ・インパクトが十分に特定・緩和され、一つ以上の側面でポジティブな貢献をもたらす。	本ファイナンスでは、経済・環境・社会の三側面に対するネガティブ・インパクトが特定・緩和され、ポジティブな成果が期待される。
PIF は、持続可能性の課題に対する包括的な評価により、持続可能な開発目標（SDGs）における資金面の課題への直接的な対応策となる。	本ファイナンスは、SDGs との関連性が明確化されており、当該目標に直接的に貢献し得る対応策である。
PIF 原則は、全カテゴリーの金融商品及びそれらを支える事業活動に適用できるよう意図されている。	本ファイナンスは、三井住友信託銀行の DIC に対するローンである。
PIF 原則はセクター別ではない。	本ファイナンスでは、DIC の事業活動全体が分析されている。
PIF 原則は、持続可能性の課題における相互関連性を認識し、選ばれたセクターではなくグローバルなポジティブ及びネガティブ・インパクトの評価に基づいている。	本ファイナンスでは、各インパクトのポジティブ・ネガティブ両面に着目し、ネガティブな側面を持つ項目にはその改善を図る目標が、ポジティブな側面を持つ項目にはその最大化を図る目標が、それぞれ設定されている。

2. 原則 2 フレームワーク

原則	JCR による確認結果
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。	三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクトを特定しモニターするためのプロセス・方法・ツールを開発した。また、運営要領として詳細な規定を設けており、職員への周知徹底と評価の一貫性維持に有効な内容となっている。一方、今後案件数を重ねる中で、融資判断の参考となるポジティブ・インパクトの尺度につき具体的な基準を検討していくことで、より効果的な PIF が実行し得るものと考えられる。
事業主体は、ポジティブ・インパクトを特定するための一定のプロセス・基準・方法を設定すべきである。分析には、事業活動・プロジェクト・プログラムだけでなく、子会社等も含めるべきである。	三井住友信託銀行は、モデル・フレームワークに沿って、ポジティブ・インパクトを特定するためのプロセス・基準・方法を設定しており、子会社等を含む事業活動全体を分析対象としている。
事業主体は、ポジティブ・インパクトの適格性を決定する前に、一定の ESG リスク管理を適用すべきである。	三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、UNEP FI から公表されているインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。
事業主体は、金融商品として有効な期間全体にわたり意図するインパクトの達成をモニターするための、プロセス・基準・方法を確立すべきである。	三井住友信託銀行は、モニタリングのためのプロセス・基準・方法を確立している。
事業主体は、上記のプロセスを実行するために、必要なスキルを持ち、然るべき任務を与えられたスタッフを配置すべきである。	三井住友信託銀行には、上記プロセスを実行するために必要なスキルを持つ担当部署・担当者が存在している。
事業主体は、上記プロセスの導入が適切かどうかについて、セカンド・オピニオンや第三者による保証を求めるべきである。	三井住友信託銀行は、今般 JCR にセカンド・オピニオンを依頼している。
事業主体は、プロセスを随時見直し、適宜更新すべきである。	三井住友信託銀行は、社内規定によりプロセスを随時見直し、適宜更新している。本第三者意見に際し、JCR は 2020 年 8 月改定の同行社内規定を参照している。

ポジティブ・インパクト分析は、例えば商品・プロジェクト・顧客に関する研修や定期的なレビューの際、既存のプロセスと同時に行うことができる。ポジティブ・インパクト分析は、一般に広く認められた既存のツール・基準・イニシアティブがあれば、それらを有効に活用することができる（例えばプロジェクト・ファイナンスでは、赤道原則は一般に広く認められたリスク管理基準である）。	三井住友信託銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、参考となる基準等が明記された UNEP FI のインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。
--	--

3. 原則 3 透明性

原則	JCR による確認結果
PIF を提供する事業主体（銀行・投資家等）は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。 ・ポジティブ・インパクトとして資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体、その意図するポジティブ・インパクト（原則 1 に関連） ・適格性の決定やインパクトのモニター・検証のために整備するプロセス（原則 2 に関連） ・資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体が達成するインパクト（原則 4 に関連）	本ファイナンスでは、本第三者意見の取得・開示により透明性が確保されている。また、DIC は KPI として列挙した事項につき、DIC レポート及びウェブサイト等で開示していく。当該事項につき、三井住友信託銀行は定期的に達成状況を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことで、透明性を確保していく。

4. 原則 4 評価

原則	JCR による確認結果
事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて評価されるべきである。	三井住友信託銀行は、PIF の実施にあたり、PIF 第 4 原則に掲げられた 5 要素（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）に基づき評価している。JCR は、本ファイナンスのインパクトについて第三者意見を述べるに際し、十分な情報の提供を受けている。

V. 結論

以上より、JCR は、本ファイナンスが PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していることを確認した。

（担当）梶原 敦子・丸安 洋史

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融（PIF）原則への適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

ポジティブ・インパクト金融原則

資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。



■本件に関するお問い合わせ先
情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル